共通一第5号様式 見積参加者選考調書 (特定随意契約用)

見積参加者選考調書(特定随意契約用)

| 調 遠 件 名 経営持続化臨時特別支援金給付業務 発 注 課 経済観光局産業振興部商業・経営支援担当課 機定事業者 株式会社JTB 法人事業本部 北海道事業部 随意契約の理由 (相手方を特定した理由を含む。) 本支援金は、新型コロナウイルス感染症の拡大による長期の外出自粛等に伴い、経営工 深刻な影響を受けている事業者に対して給付するものであり、一日でも早い支援金の給付が求められる。このような中、本業務は、本市が北海道と一体的に本支援金を給付するにあたり、申請受付から給付売了までを迅速かつ確実に進めるものである。当該事業者は、北海道で実施する本支援金の給付業物を担うことから、申請者データの一括管理により、北海道の給付対象者の中から本市の給付対象者を抽出し、審査及び支出 アリーの事業者は、北海道の給付対象者の中から本市の給付対象者を抽出し、審査及び支出 アリーの事業者は、北海道の給付対象者の中から本市の給付対象者を抽出し、審査及び支出 別中に戦等を退り、北海道の給付対象者の中から本市の給付対象者を抽出し、審査及び支出 が、別の理論を選続的かつ同時並行で進める主要支給の予整に対していては、重複支給の未被防止や支給の迅速化を図るため、契約の性質及び目的が競争入札に適しないと判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 根 拠 法 令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 株式会社JTB 法人事業者から見積書を徴して随意契約することといたしたい。 | | |
|---|--|---|
| 選定事業者 株式会社JTB 法人事業本部 北海道事業部 随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。) 本支援金は、新型コロナウイルス感染症の拡大による長期の外出自粛等に伴い、経営上深刻な影響を受けている事業者に対して給付するものであり、一日でも早い支援金の給付が求められる。このような中、本業務は、本市が北海道と一体的に本支援金を給付するにあたり、申請者付から給付完了までを迅速かつ確実に進めるものである。 当該事業者は、北海道で実施する本支援金の給付業務を担うことから、申請者データの一括管理により、北海道の給付対象者の中から本市の給付対象者を抽出し、審査及び支出データ作成等を連続的かつ同時並行で進めることのできる唯一の事業者である。以上の理由により、本業院については、重複支給の未然的止や支給の迅速化を図るため、契約の性質及び目的が競争入札に適しないと判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者から見積書を徴して随意契約することといたしたい。 根 拠 法 令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 調達件名 | 経営持続化臨時特別支援金給付業務 |
| 随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。) 本支援金は、新型コロナウイルス感染症の拡大による長期の外出自粛等に伴い、経営上深刻な影響を受けている事業者に対して給付するものであり、一日でも早い支援金の給付が求められる。このような中、本業務は、本市が北海道と一体的に本支援金を給付するにあたり、申請受付から給付完了までを迅速かつ確実に進めるものである。当該事業者は、北海道で実施する本支援金の給付業務を担うことから、申請者データの一括管理により、北海道の給付対象者の中から本市の給付対象者を抽出し、審査及び支出データ作成等を連続的かつ同時並行で進めることのできる唯一の事業者である。以上の理由により、本業務については、重複支給の未然防止や支給の迅速化を図るため、契約の性質及び目的が競争入札に適しないと判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者から見積書を徴して随意契約することといたしたい。 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 発 注 課 | 経済観光局産業振興部商業·経営支援担当課 |
| 本支援金は、新型コロナウイルス感染症の拡大による長期の外出自粛等に伴い、経営上深刻な影響を受けている事業者に対して給付するものであり、一日でも早い支援金の給付が求められる。このような中、本業務は、本市が北海道と一体的に本支援金を給付するにあたり、申請受付から給付完了までを迅速かつ確実に進めるものである。当該事業者は、北海道で実施する本支援金の給付業務を担うことから、申請者データの一括管理により、北海道の給付対象者の中から本市の給付対象者を抽出し、審査及び支出データ作成等を連続的かつ同時近行で進めることのできる唯一の事業者である。以上の理由により、本業務については、重複支給の未然防止や支給の迅速化を図るため、契約の性質及び目的が競争入札に適しないと判断されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者から見積書を徴して随意契約することといたしたい。 | 選定事業者 | 株式会社JTB 法人事業本部 北海道事業部 |
| | 深刻な影響を記載があり、事理に成事者に対し、事理に成理の対し、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対 | 、新型コロナウイルス感染症の拡大による長期の外出自粛等に伴い、経営上受けている事業者に対して給付するものであり、一日でも早い支援金の給付。このような中、本業務は、本市が北海道と一体的に本支援金を給付するに受付から給付完了までを迅速かつ確実に進めるものである。は、北海道で実施する本支援金の給付業務を担うことから、申請者データのり、北海道の給付対象者の中から本市の給付対象者を抽出し、審査及び支出を連続的かつ同時並行で進めることのできる唯一の事業者である。により、本業務については、重複支給の未然防止や支給の迅速化を図るた質及び目的が競争入札に適しないと判断されるため、地方自治法施行令第 |
| 決 定 日 | 根拠法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| | 決 定 日 | 令和2年6月5日 |